

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

下

52

52

要 求 (1. 19.)
南洋製紙株式會社

- 1. 工場委員制度ヲ實施スルニシテ
- 2. 及勞務員共済會ノ役員、勞務員30名以上出スルニ
- 3. 生期又ハ臨時昇進ノ場合特ニ他ノ増進ニ職工ニ場合ニ、生立會ニ志シテ相併スルニシテ
- 4. 勞務員勤続3年以上ニシテ品行端正優秀ナル者ニ補助手又ハ同相在ノ行邊ヲ充テルニ規則改正シテ
- 5. 物品供給所ヲ設ケテ50才以上ニシテ老衰又ハ50才ニ

解 決 (2. 2.)
南洋製紙株式會社

- 1. 犠牲者、2年者ニシテ2人
- 2. 在ニシテハ、他般解雇ノ形式ニシテ
- 3. 復職中出テシテ、且在新3年以下、者ニシテハ、解雇手立ニ支院也ナシニシテ、此際特ニ犠牲者(3年以下ノ者ニ在ル)ニシテ、下ノ手立ヲ支院スルニシテ
- 1/4年以下ノ日誌 2/10年
- 2/4年 " " 2/40年
- 3/4年 " " 3/30年

